

貝塚駐車場機器更新明細書

1. 件 名 貝塚駐車場機器更新

2. 納入場所 貝塚駐車場（福岡市東区箱崎ふ頭 2 丁目 1002 番地及び箱崎 4 丁目 4100 番 54 の各一部）

3. 更新機器 既存の設置機器等を下記のとおり更新すること。

初期設定については、協会の要求等、詳細の確認を行い、使用可能な状態で納品すること。

機器	数量	備考（設置予定の機器メーカー等）
料金精算機	1 台	電子決済リーダー（クレジットカード及び交通系電子マネー対応） インボイス対応
カメラポール	8 台	2 車室用（15 車室分）
車止め	30 個	1 車室 2 個（15 車室分）
取り扱い説明看板	1 式	500mm×1,300mm（片面）
照明付き料金看板	2 式	LED 仕様 1,000mm×2,000mm（片面）
照明付き保護テント	1 式	LED 仕様 風速 34m/s に耐えられる構造であること。（構造計算書を提出すること。）

※上記を標準機器とするが、同等品もしくはそれ以上の提案も妨げない。

4. 特記事項
- （1）更新機器は、新品とする。（製造所の出荷証明書を提出すること。）
 - （2）駐車場サポートセンターと接続し、遠隔での入出庫対応ができること。
 - （3）取り付け場所は、石盤上で Cutter を使用できないため、機器の配線に使用する配管はライニング鋼管を使用し、露出配管とすること。また、躯体への負担が少ない工法で施工すること。（ケミカルアンカー使用等）
 - （4）併設する月極駐車場と当該車室 15 台の区画線及び区画番号（車室前面に表示）を色分けすること。
 - （5）タイヤ止めの取り付けは速乾性のボンドを使用して接着すること。
 - （6）不要な既存機器等の撤去に係る費用等は受注者が負担することとし、撤去方法等については、協会と協議すること。
 - （7）事前に工事に係る必要書類等を作成及び提出し、協会に内容を確認すること。

5. 機器概要 (1)料金精算機

- ①電子決済リーダー（クレジットカード及び交通系電子マネー対応）を有し、駐車場料金の精算が可能なこと。
- ②現金は、新旧千円紙幣、新旧 500 円硬貨、100 円硬貨、50 円硬貨、10 円硬貨が使用可能であること。
- ③次の分類集計の機能を有すること。
 - ア、入庫台数・出庫台数（内訳）
 - イ、収納金（商品別利用金額及び件数）
 - ウ、駐車時間別利用台数（内訳）
 - エ、時間帯別入出庫台数（例：0 時～1 時～2 時～3 時～4 時～5 時～……24 時）

- ④精算時は案内放送及び、液晶表示機により利用者に解り易い操作案内が行えること。
- ⑤釣銭（10 円・50 円・100 円・500 円）は循環可能なこと。
- ⑥釣銭切れや機器トラブル発生時は、サポートセンターへ自動発報することとし、場合によりサポートセンターから遠隔操作ができること。
- ⑦領収書の発行機能を有すること。

(2)カメラポール

- ①カメラポールで車両検知及車番認識が可能なこと。

6. そ の 他 本明細書に記載のない事項については、協会と受注者の協議により決定する。

令和8年度 貝塚駐車場機器等管理業務委託要領

1. 業務従事者

業務従事者は、関係法令に基づき確実に業務を遂行できる優秀で健康な者を配置しなければならない。

2. 管理業務内容

(1) 運営管理に関する業務

- ① 駐車場利用料金の収納
- ② 駐車場利用車両の管理
- ③ 収納金及び釣銭管理
- ④ 収納金及び入出庫台数等とジャーナルの照合及び確認
- ⑤ 収納金の協会への振込（週1回）
- ⑥ 報告書類の作成
- ⑦ 場内での事故等への対応及び協会への報告
- ⑧ 駐車券等消耗品の管理、補充
- ⑨ その他、運営管理に関する業務

(2) 料金精算システムに関する業務

- ① システム機器に設置したカメラ・オートフォン等による24時間対応（遠隔操作対応を含む）
- ② システム機器システムトラブルへの対応（緊急時の対応を含む）
- ③ 料金精算システム管理業務（保守点検を含む）

保守点検業務については、1年に1回定期点検を実施するほか、故障等が発生したときは直ちに技術者を派遣し故障等障害の修復にあたらなければならない。

保守点検実施時間は原則として、土日祝日を除く日の午前9時から午後5時までの間とする。

保守点検日は、実施予定日の1週間前までに、協会へ通知すること。

また、点検項目は次のア～エまでとする。

ア 機器の清掃、一般調整

イ 異常有無の点検

ウ 必要な部品の性能試験

エ 安価な消耗部品の修理、交換及び調整

オ 「エ」に掲げる項目以外の修理、交換は協会と協議すること。

- ④ 故障、問い合わせ並びに苦情等については、受注者の責任において対応すること。また、緊急時の連絡先をわかりやすい場所にはっきり掲示すること。

- ⑤ その他、料金精算システムに関する業務

(3) その他上記各号に付随する業務で、協会と受注者が協議して行う業務

(4) 報告事項

受注者は「完了届」と共に下記の報告書類等を提出しなければならない。
また、報告書類の様式等詳細については、協会と協議すること。

- ① 料金収納状況表（入出庫台数等利用状況を含む）

- ② 各車室の車番認識及び滞留時間
- ③ 電子決済サービス使用実績報告書
- ④ 保守点検報告書
- ⑤ ジャーナル
- ⑥ 事故、トラブル発生時の対応報告書
- ⑦ その他管理上必要と認められる書類

3. 費用の負担区分

- (1) 料金精算システムや照明機器に必要な光熱費は協会の負担とする。
- (2) 釣銭は受注者の負担とする。
- (3) 駐車場機器消耗品（ジャーナル、インクリボン等）と駐車場看板及テントに設置している蛍光灯の交換は受注者の負担とする。
- (4) 収納金の協会への振込手数料は受注者の負担とする。
- (5) その他、報告書類など受託業務遂行にかかる一切の費用は、受注者の負担とする。

4. その他

この要領に定めのない事項については、その都度協会と受注者が協議して定める。

貝塚駐車場管理規程

- 1 名 称 貝塚駐車場
- 2 所 在 地 福岡市東区箱崎ふ頭 2-1002 及び箱崎 4 丁目 4110 番 54 の各一部
- 3 管 理 者 名 称 公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会
代表者 理事長 曾根田 秀明
所在地 福岡市中央区小笹 5 丁目 1 番 1 号
- 4 収 容 台 数 1 4 5 台
時間制 1 5 台
定期制 1 3 0 台
- 5 利用時間等
 - (1) 休 業 日 年中無休
 - (2) 利用時間 2 4 時間
 - (3) 管理者は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、駐車場の利用を休止することができる。
- 6 利 用 料 金
 - (1) 駐車料金 時間制 6 0 分 2 0 0 円
定期制 1 か月定期 8, 8 0 0 円
- 7 供用契約事項
「貝塚駐車場コインパーキング利用規定」及び「貝塚駐車場定期利用約款」に定めるとおり。

貝塚駐車場コインパーキング利用規定

公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会（以下「協会」という。）が管理する貝塚駐車場コインパーキング（以下「駐車場」という。）は、下記の規定にしたがってご利用して頂きます。

1. 駐車場スペースの提供

駐車場は、短時間駐車するためのスペースを有償で提供することを目的とするものであり、車両をお預かりするものではありません。

2. 免責

協会は、駐車場内における車両、その付属装着物又は積載物の盗難、紛失又は毀損については一切の責任を負いません。協会は、駐車場の利用者が、駐車場の他の利用者もしくはその他の人の行為又は駐車場内に存在する車両又はその付属装着物もしくは積載物に起因して被った損害、その他駐車場内で発生した原因に起因して被った損害について一切の責任を負いません。

3. 駐車時間

駐車場は短時間の駐車が目的ですから、駐車時間は最長 48 時間までとします。継続して 48 時間を超えて駐車しないで下さい。
但し、協会から事前に承認を受けた場合は、この限りではありません。

4. 駐車することができる車両

(1) 駐車場内に駐車することができる車両は、下記の基準に該当するものに限るものとし、これ以外の車両を駐車することはできません。

車両全長	車両全幅	車両総重量	地上最低高
4.7m 以下	1.8m 以下	3.0t 以下	15 cm以上

(2) 前（1）の基準に該当する車両でも、下記の車両は駐車することができません。

- ① 最低地上高が 2 5 cmを超える車両等、車両入庫確認装置が作動しない形状の車両
- ② 無登録車両、車検切れ車両等、一般道路を走行することが禁じられている車両。
- ③ 自動車登録番号に覆いがされ、又は取り外されている等の車両。
- ④ 自動車登録事項の変更があるにもかかわらず変更登録手続きが済んでいない車両。
- ⑤ 仮登録中の車両等、車体の特定が困難な車両。
- ⑥ 付属装着物等があり、接触により駐車場施設もしくは機器又は他の自動車の損傷を発生させるおそれがある車両。
- ⑦ 大型特殊、建設用特殊等の特殊な用途の車両等で、駐車場施設や機器等を損傷させるおそれがある車両。
- ⑧ 危険物、有害汚染物質その他安全もしくは衛生を害するおそれがある物又は悪臭発生もしくは液汁漏出の原因となる物を積載した車両。

(3) 前（1）（2）の規定の適用に際しては、車両の付属装着物及び積載物等を含めて判断するものとします。

(4) 前（1）の基準に該当しない車両のほか、自動二輪車、原付自転車、足踏自転車、小型特殊自動車は、駐車することができません。
但し、特に協会が認めた場合は駐車することができるものとします。

5. 駐車料金

- (1) 駐車場の利用者は、駐車場に掲示した料金及び料金体系により、駐車時間に応じた駐車料金をお支払い頂きます。
- (2) 駐車時間は、駐車場機器が認識した駐車スペースへの入庫から出庫までの時間とします。
- (3) 駐車料金は、駐車場内に備付けの精算機によりお支払い下さい。
- (4) 精算手順に従った精算行為を行って下さい。

6. 駐車方法

- (1) 駐車場の利用者は、駐車場内に掲示された方法に従い、示された駐車スペース内に駐車して下さい。駐車スペース以外の場所には駐車しないで下さい。
- (2) 駐車場が満車の場合等に駐車場内外で「入り待ち」をしないで下さい。
- (3) 駐車場内での駐車時又は停車時には、エンジンを停止させて下さい。

7. 不正利用者に対する割増金

駐車場利用者が、所定の駐車料金を支払わないで車両を駐車スペースから出庫し又は駐車場外へ移動したときは、所定の駐車料金のほかにその 2 倍相当額の割増金をお支払い頂きます。

8. 放置車両の取扱い

- (1) 駐車場の利用者が、予め協会への届出を行うことなく 7 日間を超えて車両を駐車している場合において、協会は、これらの利用者に対して通知又は駐車場内における掲示の方法により、協会が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができるものとします。
- (2) 前（1）の場合において、利用者が車両の引取りを拒みもしくは引取ることが出来ないとき又は協会の過失なくして利用者を確知することが出来ないときは、協会は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場内において掲示の方法により、協会が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引き渡すことができるものとします。
この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、協会に対して車両の引渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとします。
- (3) 前（1）、（2）の請求を書面により行ったにもかかわらず、協会が指定する日までに車両の引取りがなされないときは、協会は、車両の所有者等が引取りを拒絶したものとみなすことができるものとします。
- (4) 協会は、前（1）の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、協会の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わないものとします。
- (5) 協会は、前（1）の場合において、利用者又は所有者等を確知するために必要な限度において、施錠の解除をし、車両（車内を含む。）を調査することができるものとします。
- (6) 協会は、前（1）の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者又は所有者等に通知し又は駐車場内において掲示して予告した上で、車両を他の場所に移動することができるものとします。
- (7) 協会は、利用者又は所有者等が車両を引取することを拒み、若しくは引取ることができず、又は協会の過失なくして利用者又は所有者等を確知することができない場合であって、利用者又は所有者等に対して通知し又は駐車場内における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から 3 か月を経過した後、利用者又は所有者等に通知し又は駐車場内において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。

この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者又は所有者等に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。

- (8) 協会は、前（7）の規定により車両を処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者等に対し通知し又は駐車場において掲示するものとします。
- (9) 協会は、前（7）の規定により車両を処分した場合は、処分によって生じる収入から、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用があればこれを控除し、なお不足があるときは利用者又は所有者等に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者又は所有者等に返還するものとします。

9. 利用者の賠償責任

駐車場の利用者が本規定もしくは駐車場内に掲示された規定に違反した場合又は故意もしくは重大な過失により駐車場の設備もしくは機器を破損した場合は、それにより協会が被った損害（その結果駐車場の全部または一部を休業しなければならない場合は、それにより喪失した営業利益を含む。）を賠償して頂きます。

※ お問い合わせ等は、利用案内看板に掲示しているフリーダイヤルをご利用下さい。

管理者 公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会

貝塚駐車場定期利用約款

この約款は、公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会（以下「協会」という。）が福岡市から許可を受けて管理運営を行う貝塚駐車場（以下「駐車場」という。）の管理規程に基づき、定期利用に関する事項を定めることを目的とします。

（定期利用の申込等）

第1条 駐車場を定期利用するときは、所定の申込書と駐車する車両の自動車検査証（車検証）のコピーを提出して下さい。提出された自動車検査証（車検証）の車両を登録車両とします。

2 駐車場の利用に支障がないときは、申込者がこの約款に同意することを条件に定期利用を認めます。ただし、定期利用の開始日は、月の1日とし、月の途中での開始はできません。

（定期利用の期間及び取止め）

第2条 定期利用の期間は、原則として4月1日から翌年の3月31日までとします。ただし、双方から異議申し出がない場合は、更に1年間更新することができます。

2 前項の利用期間内に利用を取止めるときは、1か月前をめぐに協会へ連絡をして下さい。ただし、利用取止め日は、月の末日とし、月の途中での取止めはできません。

（定期利用料金）

第3条 定期利用料金は、1台につき1か月8、800円です。

2 定期利用料金は、月単位で利用月の前月の末日までにお支払い下さい。

3 協会へ連絡なく、前項の支払いがないときは、申込書の利用期間内であっても、駐車場の利用はできません。

（利用の停止等）

第4条 定期利用者が、この約款に定める事項に違反したときは、即時にその利用を停止します。

2 協会は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、駐車場の利用を休止することがあります。

3 協会は、福岡市から所定の許可が得られなくなったときは、駐車場を廃止しますので利用期間内であっても定期利用はできなくなります。

（定期利用料金の不還付）

第5条 既納の定期利用料金は、原則として還付しません。ただし、前条第2項及び第3項の規定により駐車場の定期利用が出来なかった場合においては、利用出来なかった期間に応じて返還することがあります。

2 定期の利用月が到来する前に利用を取止める場合で、前納された定期利用料金に月単位で未利用期間があるときは、返還することがあります。

（駐車することができる車両）

第6条 駐車場内に駐車することができる車両は、下記の基準に該当するものに限るものとし、これ以外の車両を駐車することはできません。

車両全長	車両全幅	車両総重量	地上最低高
4.7m 以下	1.8m 以下	3.0t 以下	15 cm以上

2 第1項の基準に該当する車両でも、下記の車両は駐車することができません。

- (1) 無登録車両、車検切れ車両等、一般道路を走行することが禁じられている車両。
 - (2) 自動車登録番号に覆いがされ、又は取り外されている等の車両。
 - (3) 自動車登録事項の変更があるにもかかわらず変更登録手続きが済んでいない車両。
 - (4) 仮登録中の車両等、車体の特定が困難な車両。
 - (5) 付属装着物等があり、接触により駐車場施設もしくは機器又は他の自動車の損傷を発生させるおそれがある車両。
 - (6) 大型特殊、建設用特殊等の特殊な用途の車両等で、駐車場施設や機器等を損傷させるおそれがある車両。
 - (7) 危険物、有害汚染物質その他安全もしくは衛生を害するおそれがある物又は悪臭発生もしくは液汁漏出の原因となる物を積載した車両。
- 3 第1項及び第2項の規定の適用に際しては、車両の付属装着物及び積載物等を含めて判断するものとします。
- 4 第1項の基準に該当しない車両のほか、自動二輪車、原付自転車、足踏自転車、小型特殊自動車は、駐車することができません。ただし、特に協会が認めた場合は駐車することができるものとします。

(賠償責任)

- 第7条 協会は、駐車場内における車両、その付属装着物又は積載物の盗難、紛失又は毀損については一切の責任を負いません。
- 2 協会は、定期利用者が、駐車場の他の利用者もしくはその他の人の行為又は駐車場内に存在する車両又はその付属装着物もしくは積載物に起因して被った損害、その他駐車場で発生した原因に起因して被った損害について一切の責任を負いません。
- 3 定期利用者がこの約款もしくは駐車場内に掲示された規定に違反した場合又は故意もしくは重大な過失により駐車場の設備もしくは機器を破損した場合は、それにより協会が被った損害（その結果駐車場の全部または一部を休業しなければならない場合は、それにより喪失した営業利益を含む。）を賠償して頂きます。

(注意事項)

- 第8条 定期利用にあたっては、次の各号を遵守して下さい。
- (1) 登録車両以外の車両は駐車できません。登録車両を変更する場合は、事前に協会へご連絡の上、自動車検査証（車検証）のコピーを提出してください。
 - (2) 自動車は、指定駐車区画に整然と駐車し、他の利用者の迷惑にならないようにして下さい。
 - (3) 駐車場所は、自動車の駐車以外の目的に使用出来ません。
 - (4) 駐車場では、火気の取扱いは厳に慎んで下さい。
 - (5) 自動車から離れるときは、ドア等は必ず施錠し車内に貴重品等を留置しないで下さい。
 - (6) 自動車の部品等を放置したり、ごみ等を捨てたりしないで下さい。
 - (7) その他、利用にあたっては関係法令を遵守し、不明な点は協会にお尋ね下さい。

(保管場所使用承諾証明書)

- 第9条 保管場所使用承諾証明書が必要なときは、所定の交付申請書と関係書類を提出して下さい。
- 2 保管場所使用承諾証明書の使用期間は発行日から3か月間としますので、その使用期間に対して、定期利用料金が充当されていない場合は発行が出来ません。
- 3 保管場所使用承諾証明書の発行手数料は400円です。

(規定外の事項)

第10条 この約款に定めのない事項については、必要に応じてその都度定めます。

この約款は、平成 6 年 4 月 1 日から適用します。

この約款は、平成18年 4 月 1 日から適用します。

この約款は、平成23年 4 月 1 日から適用します。

この約款は、平成26年 4 月 1 日から適用します。

この約款は、平成29年 4 月 1 日から適用します。

この約款は、令和 元年10月 1 日から適用します。

この約款は、令和 7 年 2 月 1 日から適用します。

公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会

貝塚駐車場（福岡市東区箱崎ふ頭2丁目1002番及び箱崎4丁目4100弁54の各一部）



貝塚駐車場機器更新等提案競技参加辞退届

令和 年 月 日

(あて先)

(公財) 福岡市緑のまちづくり協会
理事長 曾 根 田 秀 明

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印
(電話番号)
(ご担当者名)

貝塚駐車場機器更新等に係る提案競技への参加申請書を提出しましたが、以下の理由で参加を辞退する旨届け出ます。

記

- 1 辞退理由 (簡潔に記載してください。)